

# 役員報酬等に関する規程



社会福祉法人 雄岡山福社会

# 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄岡山福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

## 第2章 報酬等

### (報酬)

第3条 継続かつ定期的に理事会等に出席する役員等の報酬は、役員等報酬を各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

(1) 理事、監事、顧問、その他理事長が必要と認めた者

1日3時間以内 10,000円

1日3時間以上 20,000円

(2) 公認会計士資格を有する役員

1日3時間以内 30,000円

1日3時間以上1時間当たり10,000円の報酬を加算

(3) 評議員

1日3時間以内10,000円

1日3時間以上20,000円

2 理事において、施設の職を兼務する者には、適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

1日3時間以内10,000円

1日3時間以上20,000円

3 役員等の報酬として、役員賠償保険に入ることができる。

4 法人役員が内部監査及び神戸市監査立会った場合次の通り支給する。

(1) 理事、監事、顧問、その他理事長が必要と認めた者

20,000円

(2) 公認会計士資格を有する役員

30,000円

(3) 評議員

20,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条の役員等については、その都度現金にて支払う。
- (2) 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

- (1) 第3条の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。
- 2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給

しない。

- 7 前項の関わらず、理事長が必要と認めた場合は、実際に通過した順路や方法に基づいて計算するものとする。
- 8 理事において、施設の職を兼務する者には、この規定を適用する。

#### (出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

#### (出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

### 第4章 退任慰労金

#### (金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、任期に応じて算出した金額とする。

##### (1) 理事長

|          |         |
|----------|---------|
| 在任期間1期   | 20,000円 |
| 在任期間2期   | 30,000円 |
| 在任期間3期以上 | 50,000円 |

##### (2) 理事、監事

|          |         |
|----------|---------|
| 在任期間1期   | 20,000円 |
| 在任期間2期以上 | 30,000円 |

##### (3) 評議員

|          |         |
|----------|---------|
| 在任期間1期   | 20,000円 |
| 在任期間2期以上 | 30,000円 |

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算とする。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

## 第5章 慶弔

(受章祝金)

第13条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、兵庫県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第17条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

## 第6章 附則

(改正)

第18条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人雄岡山福社会理事会の議決を経なければならない。

この規程は平成29年6月22日より施行する。

別表1 祝金及び見舞金

| 区 分   | 支給基準額  | 備 考 |
|-------|--|-----|
| 受章祝金  | ア. 兵庫県知事、厚生労働大臣<br>表彰受章のとき20,000円<br>イ. 国の褒章制度による<br>褒章受章のとき30,000円<br>ウ. 理事長が指定した褒章<br>10,000円以上30,000円以内 |     |
| 傷病見舞金 | ア. 私傷病見舞金<br>10,000円<br>イ. 業務上の傷病による見舞金<br>(通勤災害を含む)<br>30,000円  |     |
| 災害見舞金 | 被害の程度により<br>10,000円以上50,000円以内   |     |

別表2 弔慰金

| 対象者        | 支給基準    | 備 考   |
|------------|---------|-------|
| 配偶者        | 30,000円 | 弔電・生花 |
| 父母         | 10,000円 |       |
| 配偶者の父母・義父母 | 10,000円 |       |
| 子          | 30,000円 |       |
| 祖父母        | 10,000円 | 弔電    |
| 兄弟         | 10,000円 |       |

別表3 香華料

| 対象者   | 支給基準     | 備 考   |
|-------|----------|-------|
| 理事長   | 100,000円 | 弔電・生花 |
| その他役員 | 50,000円  |       |

別表4 出張旅費

| 区分  | 役員   |                 |
|-----|------|-----------------|
| 交通費 | 新幹線  | グリーン            |
|     | 船舶   | 1等              |
|     | 飛行機  | ビジネス・プレミアムエコノミー |
|     | 車・バス | 実費              |

